

災害時の応急活動の連携に関する協定

長野県企業局（以下「県企業局」という。）と松本市、塩尻市及び山形村（以下「受水市村」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、水道施設が被災した場合（以下「災害時」という。）の情報共有体制、応急給水設備の使用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における県企業局及び受水市村の情報共有、応急給水活動等を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「応急給水設備」とは、県企業局が所有・管理する次の各号に掲げる設備をいう。

- (1) 給水車に水を補給する設備
- (2) 組立式応急給水栓
- (3) 給水タンク

（情報共有体制）

第3条 県企業局及び受水市村は、次の各号により発災後速やかに情報を共有するものとする。

- (1) 県企業局は、県企業局が所有・管理する水道施設の被災状況、復旧見通し等の情報を受水市村に連絡するものとする。
- (2) 受水市村は、受水市村が所有・管理する水道施設・管内道路の被災状況等の情報を県企業局に連絡するものとする。

（応急給水設備）

第4条 県企業局は、受水市村における災害時の応急給水活動に必要な水の確保を支援するため、本山浄水場、各計量器室等に応急給水設備を整備する。

- 2 受水市村は、応急給水活動を行うため必要な場合は、あらかじめ県企業局に連絡のうえ、応急給水設備を使用するために必要な操作を行うことができる。
- 3 第1項による応急給水活動のために使用した水道水の費用については、県企業局が負担するものとする。

（広報活動）

第5条 県企業局及び受水市村は、連携・協力して住民に対して効果的な広報を実施するものとする。

（その他）

第6条 この協定、長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱、松塩水道用水受水協定及び奈良井川の水利使用に関する覚書に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、県企業局と受水市村が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書を4通作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年1月25日

長野県公営企業管理者

松本市長

塩尻市長

山形村長

小森角弘
菅谷昭
小口利幸
本庄利昭